



佐賀県公報

平成17年
3月31日
(木曜日)
号外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

◎佐賀県税条例の一部を改正する条例

(五三・税務課)一

公布された条例のあらまし

○佐賀県税条例の一部を改正する条例(条例第五三号)

1 県民税

(1) 均等割及び所得割を課さない者から、年齢六十五歳以上の者を除くこととした。(第三〇条の二関係)

(2) 平成一七年度分の個人の県民税に限り、夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る均等割の税率を五〇〇円とすることとした。(附則第五条の二関係)

(3) 平成一八年度以後の年度分の個人の県民税について、所得割の額の一〇〇分の七・五に相当する金額(当該金額が二万円を超えるときは、二万円)を所得割の額から控除することとした。(附則第二四条関係)

2 自動車税

キヤンピングトレーラー及びポートトレーラーに係る自動車税の税率を新たに定めることとした。(第一一二条関係)

3 自動車取得税

(1) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置の適用期限を平成一九年三月三一日まで延長することとした。(附則第二一条関係)

(2) 賦課期日後に、自動車の主たる定置場が一の道府県から他の道府県に変更された場合又は自動車の所有者の変更があつた場合(所有者のいずれかが法令の規定により非課税とされる場合を除く。)において、当該年度の末日に変更があつたものとみなすこととした。(第一一三条の二関係)

(3) 平成一七年一〇月一日から平成一八年三月三一日までの間に取得される自動車にあつては、現行税率から百分の一を控除した率とするとした。

(附則第二一条関係)

(4) 平成一六年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。(附則第二一条関係)

4 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。ただし、1の(2)及び2については、公布の日から施行することとした。

○条例

佐賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

○佐賀県条例第五十三号

佐賀県税条例の一部を改正する条例

佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条の二第一項第二号中「、年齢六十五歳以上の者」を削る。

第一百十二条の表第五号中

| | | |
|-------------|---------|---------|
| 普通自動車に属するもの | 一三、七〇〇円 | 一八、八〇〇円 |
|-------------|---------|---------|

| | | |
|----------------------|--------|--------|
| その他の四輪以上の小型自動車に属するもの | 六、五〇〇円 | 八、〇〇〇円 |
| 三輪の小型自動車に属するもの | 四、五〇〇円 | 六、〇〇〇円 |

」を「第三十六条第一項」を「第三十六条规定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「五百円」とする。

| | | |
|------------------|--------|--------|
| 四輪以上の小型自動車に属するもの | 六、五〇〇円 | 八、〇〇〇円 |
| 三輪の小型自動車に属するもの | 四、五〇〇円 | 六、〇〇〇円 |

を

| | | |
|------------------|------------------|---------|
| キャンピングトレーラー | 普通自動車に属する被けん引車 | 一〇、二〇〇円 |
| ボートトトレーラー | 小型自動車に属する被けん引車 | 五、三〇〇円 |
| 普通自動車に属するもの | 普通自動車に属するもの | 一三、七〇〇円 |
| 四輪以上の小型自動車に属するもの | 四輪以上の小型自動車に属するもの | 一八、八〇〇円 |
| 三輪の小型自動車に属するもの | 四、五〇〇円 | 八、〇〇〇円 |
| その他 | | 六、〇〇〇円 |

」

に

第五条の二 平成十七年度分の個人の県民税に限り、平成十七年一月一日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納稅義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第三十五条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「五百円」とする。

附則第八条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十六条」に改める。

附則第九条第二項及び第四項中「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」を「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」に改める。

附則第十一条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十六条」に改める。

附則第十一条の二第一項中「第三十七条の十第三項」を「第三十七条の十第二項」に、「本項及び次項」を「本項」に、「以下本項、次項及び第六項並びに次条第一項」を「以下この項」に、「第三項及び第四項」を「次項及び第三項」に、「以下本項、次項及び第六項並びに次条第一項」を「以下この項及び第五項」に、「本項及び次項」を「本項」に、「以下本項、次項及び第六項並びに次条第一項」を「以下この項」に、「第三項及び第四項」を「次項及び第三項」に、「以下本項、次項及び第六項並びに次条第一項」を「以下この項及び第五項」に、「第八項第二号」を「第七項第二号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第三十七条の十第四項各号」を「第三十七条の十第三項各号」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三十七条の十第五項」を「第三十七条の十第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項第一号中「第三十七条の十第七項第四号」を「第三十七条的十第六項第四号」に改め、同項第三号中「附則第十一条の二第七項」を「附則第十一条の二第六項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第十一条の二の二中「上場株式等（以下本項）を「上場株式等（以下この項）に改め、「これに類するものとして施行令で定めるものを含む。（以下本項において同じ。）」を削り、「以下本項及び次項」を「以下この項」に、「（第三項）」を「（第二項）」に、「同条第八項第二号」を「同条第七項第二号」に改め、

改める。

第一百十三条の二第三項及び第一百十三条の三中「第十二条」を削る。

附則第五条の三を附則第五条の四とし、附則第五条の二を附則第五条の三とし、附則第五条の次に次の一条を加える。

（個人の均等割の税率の特例）

同条第二項を削り、同条第三項中「前条第八項」を「附則第十一條の二第七項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第二十一條第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「本項」を「この項」に改め、同条第三項中「以下本項」を「以下の項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「本項」を「この項の」に改め、同条第八項中「施行令で定めるものの取得（第三項）」を「バス、トラックその他の施行規則で定めるものの取得（第二項）」に、「平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日まで」を「平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「本項」を「この項」に、「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」を「百分の一を」に改め、同項各号を削り、同条第九項及び第十項を削る。

附則第二十四条第一項中「平成十一年度」を「平成十八年度」に改める。

(施行期日)

第一条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）の施行の日から施行する。ただし、第一百十二条の表第五号の改正規定及び附則第五条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の佐賀県税条例（以下「新条例」という。）第三十条の二第一項第二号並びに附則第十一條の二及び第十一條の二の二の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 平成十八年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月現在において年齢六十五

歳以上であった者に係る新条例第三十五条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「三百円」とする。

3 平成十八年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納稅義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者の所得割（新条例第三十条の二に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第三十四条の三を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額分の三分の一に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第三十四条の三の規定の適用については、同条中「第三十三条及び前条」とあるのは、「佐賀県税条例の一部を改正する条例（平成十七年条例第五十三号）附則第二条第五項」とする。（自動車税に関する経過措置）

平成17年3月31日(木)

第三条 新条例第百十三条の二第三項並びに第百十三条の三の規定は、平成十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十一条第八項の規定は、平成十七年十月一日以後の自動車の取得について適用し、同日前に行つた旧条例附則第二十一条第八項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

参考資料
佐賀県税条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--|--|---|--|
| | | (個人の県民税の非課税の範囲) | |
| 第三十条の二 略 | | 第三十条の二 略 | |
| 一 略 | | 一 略 | |
| 二 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫 (これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。) | | 二 障害者、未成年者、年齢六十五歳以上の者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。) | |
| 2・3 略 | | 2・3 略 | |
| (自動車税の税率) | | (自動車税の税率) | |
| 第一百十二条 自動車税の税率は、次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、一台についてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。 | | 第一百十二条 自動車税の税率は、次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、一台についてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。 | |
| 1~4 略 | | 1~4 略 | |
| 五 特種用 途車 略 | | 五 特種用 途車 略 | |
| 靈きゅう車 略 | | 靈きゅう車 略 | |
| 略 | | 略 | |
| 自動車の区分 | | 自動車の区分 | |
| 營業用 自家用 | | 營業用 自家用 | |
| 税率 (年額) | | 税率 (年額) | |

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--|--|---|--|
| | | (自動車税の徴収の方法) | |
| 第三百十三条の二 略 | | 第三百十三条の二 略 | |
| 3 道路運送車両法第七条又は第十二条の規定による登録の申請があつた自動車(法第百五十条第四項本文の規定に該当するものを除く。)について法第百五十条第一項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年二月末日までの間に納稅義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかるわらず、証紙徴収の方法による。 | | 3 道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録の申請があつた自動車(法第百五十条第四項本文の規定に該当するものを除く。)について法第百五十条第一項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年二月末日までの間に納稅義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかるわらず、証紙徴収の方法による。 | |
| 4~7 略 | | 4~7 略 | |
| 自動車の区分 | | 自動車の区分 | |
| 營業用 自家用 | | 營業用 自家用 | |
| 税率 (年額) | | 税率 (年額) | |

(自動車税の徴収の方法の特例)

第一百十三条の三 自動車税の納稅義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請及び次条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第三項から第五項までの規定によるほか、当該納稅者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車税を施行規則で定める方法により徴収するものとする。

附 則

(個人の均等割の税率の特例)

第五条の二 平成十七年度分の個人の県民税に限り、平成十七年一月一日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納稅義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第三十五条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「五百円」とする。

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第八条 当分の間、県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得について、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、

(自動車税の徴収の方法の特例)

第一百十三条の三 自動車税の納稅義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録の申請及び次条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第三項から第五項までの規定によるほか、当該納稅者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車税を施行規則で定める方法により徴収するものとする。

附 則

(個人の均等割の税率の特例)

第五条の二 平成十七年度分の個人の県民税に限り、平成十七年一月一日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納稅義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第三十五条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「五百円」とする。

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第八条 当分の間、県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得について、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、

前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額とした金額とし、これらの金額につき第三項第一号の規定により適用される第三十二条の規定の適用がある場合は、その適用後の金額。以下附則第十条までにおいて「課税長期譲渡所得金額」という。)の百分の一・六に相当する金額に相当する県民税の所得割を課す。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第九条 略

2 前項の規定は、昭和六十三年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間にかかるらず、他の所得と区分し、

前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項第一号の規定により適用される第三十二条の規定の適用がある場合は、その適用後の金額。以下附則第十条までにおいて「課税長期譲渡所得金額」という。)の百分の一・六に相当する金額に相当する県民税の所得割を課す。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第九条 略

2 前項の規定は、昭和六十三年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間にかかるらず、他の所得と区分し、

(住宅建設の用に供される宅地の造成の特例)

第八条 当分の間、県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得について、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、

に要する期間が通常二年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間)内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十一号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。第四項において同じ。)に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 略

4 第二項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十一号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた譲渡は、第二項の規定にかかるらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第十一條 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得(同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得について、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲

に要する期間が通常二年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間)内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十一号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。第四項において同じ。)に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 略

4 第二項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた譲渡は、第二項の規定にかかるらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第十一條 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得(同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得について、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲

渡所得の金額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合は、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第四項において準用する附則第八条第三項一号の規定により適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の三に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 4 略

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第十一條の二 当分の間、県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する株式等(以下本項において「株式等」という。)の譲渡(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。次項及び第三項において「株式

渡所得の金額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定に該当する場合に第三十二条の規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第四項において準用する附則第八条第三項第一号の規定により適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の三に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第十一條の二 当分の間、県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第三項に規定する株式等(以下本項及び次項において「株式等」という。)の譲渡(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下本項及び第六項並びに次条第一項において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。次項及び第三項において「株式

等に係る譲渡所得等」という。)については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下この項及び第五項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第七項第二号の規定により適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の一・六に相当する金額に相当する県民税の所得税を課す。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたもののみ

く。第三項及び第四項において「株式等に係る譲渡所得等」という。については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかるらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額（以下本項、次項及び第六項並びに次条第一項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額）を適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・六に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 県民税の所得割の納稅義務者が交付
を受けた租税特別措置法第三十七条の
十三項各号に掲げる金額（所得税法
第二十五条第一項の規定に該当する部
分の金額を除く。）は、株式等に係る譲
渡所得等に係る収入金額とみなして、
前項の規定を適用する。

3 県民税の所得割の納稅義務者が交付
を受ける租税特別措置法第三十七条の
十四項に規定する支払われる金額
(同項の規定により株式等に係る譲渡
所得等に係る収入金額とみなされる金
額に相当する部分に限る。)は、株式等
に係る譲渡所得等に係る収入金額とみ
なして、第一項の規定を適用する。

4 租税特別措置法第九条の六第一項の
規定の適用がある場合における第二項
の規定の適用については、同項中「の
金額」とあるのは、「の金額（租税特別
措置法第九条の六第一項の規定の適用
を受ける金額を除く。）」とする。

2 県民税の所得割の納稅義務者が交付を受けた租税特別措置法第三十七条の十三項各号に掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、前項の規定を適用する。

3 県民税の所得割の納稅義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七条の十四項に規定する支払われる金額（同項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

4 租税特別措置法第九条の六第一項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは、「の金額（租税特別措置法第九条の六第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

7 | 5 | 3 | 3 |

一 県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十七条の十一項第四号の規定により適用されるとところによる。

| | | | | | |
|------------------|----------------------|---|--|--|---|
| <p>二 二 略</p> | <p>6 6 · 7 略</p> | <p>8 第一項の規定の適用がある場合に は、次に定めるところによる。</p> | <p>5 第一項の規定の適用がある場合における第三項 の規定の適用については、同項中「の 金額」とあるのは、「の金額（租税特別 措置法第九条の六第一項の規定の適用 を受ける金額を除く。）」とする。</p> | <p>4 県民税の所得割の納稅義務者が交付 を受ける租税特別措置法第三十七条の 十四項各号に掲げる金額（所得税法 第二十五条第一項の規定に該当する部 分の金額を除く。）は、株式等に係る譲 渡所得等に係る収入金額とみなして、 第一項の規定を適用する。</p> | <p>3 は、当該譲渡による株式等に係る譲渡 所得等の金額は、当該株式等に係る譲 渡所得等の金額の二分の一に相当する 金額とする。</p> |
|------------------|----------------------|---|--|--|---|

及び附則第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一條の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の三中「同条第十五項」とあるのは「附則第十一條の二第六項」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一條の二第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

四〇五 略

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第十一條の二の二 平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という)の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれららの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第十一條の二の二 平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という)の譲渡(これに類するものとして施行令で定めるものを含む。以下本項において同じ。)のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれららの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、前条第一項前段の規定により計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対

及び附則第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一條の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の三中「同条第十五項」とあるのは「附則第十一條の二第七項」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一條の二第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

四〇五 略

(自動車取得税の税率等の特例)

第二十一条 略

2 電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるものの取得、専ら可燃性天然气を内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものの取得又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものの取得又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、施行規則で定めるものの取得に対する課税の税率は、当該取得が平成

して課する県民税の所得割の額は、上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第二項の規定により読み替えられた同条第七項第二号の規定により読み替えられた第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいわゆる「上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第三項の規定により読み替えられた同条第八項第二号の規定により読み替えられた第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」をいう。)の百分の一に相当する額とする。

2 前項の規定の適用を受ける上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第二項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合における前条第八項の規定の適用については、同項第二号中「附則第十一條の二第一項」とあるのは、「附則第十一條の二第一項(附則第十一條の二の二第一項の規定により適用される場合を含む。)」とする。

(自動車取得税の税率等の特例)

第二十一条 略

2 電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるものの取得、専ら可燃性天然气を内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものの取得又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、施行規則で定めるものの取得に対する課税の税率は、当該取得が平成

十一年四月一日から平成十九年三月三十
一日までの間に行われたときに行
り、第百四十二条の四及び前項の規定
にかかるらず、当該取得についてこの
項の規定の適用がないものとした場合
に適用されるべき同条又は前項に定め
る率から百分の二・七を控除した率と
する。

十一年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に行われたときに限り、第百四十二条の四及び前項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるもの（以下この項において「特定自動車」という。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取徴税の税率は、当該取得が平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第一百四十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又是第一項に定める率から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

3 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるもの（以下本項において「特定自動車」という。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第一百四十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

る場合の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

項及び第十項において「排出ガス保安基準」という。)に適合する自動車でバ
ス、トラックその他の施行規則で定め
るものとの取得(第二項から第五項まで
の規定の適用がある場合の自動車の取
得を除く。)に対して課する自動車取得
税の税率は、当該取得が平成十七年十
月一日から平成十八年三月三十一日ま
での間に行われたときに限り、第一百四
十二条の四及び第一項の規定にかかわ
らず、当該取得についてこの項の規定
の適用がないものとした場合に適用さ
れるべき同条又は第一項に定める率か
ら、百分の一を控除した率とする。

項及び第十項において「排出ガス保安基準」という。)に適合する自動車で施行令で定めるものの取得(第三項から第五項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日までの間に行われたときに限り、第一百四十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそ

一 バス、トラックその他の施行規則
で定める自動車　百分の二

二 前号に掲げる自動車以外の自動車
百分の一

9 | 道路運送車両法第四十一条の規定に
より平成十五年十月一日以降に適用さ

れるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車又は同条の規定により平成十六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が施行規則で定める許容限度の四分の一を超えない自動車で施行規則で定めるものの取得（第三項から第五項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十五年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に行われたときに限り、第二百四十二条の四及び第一項の規定にかかる

(個人の県民税及び法人の事業税の負担軽減に係る特例)

第二十四条 平成十八年度以後の各年度の個人の県民税について、法附則第四条第六項及び第七項に規定するところにより控除すべき県民税に係る定率による税額控除の額を、所得割の納税義務者の第三十三条及び法第三十六条の規定を適用した場合の所得割(第三十条の二第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額から控除する。この場合における第三十四条の三の規定の適用については、同条中「及び前条」とあるのは、「前条及び附則第二十四条第一項」とする。

らす、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・五を控除した率とする。

10 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で施行令で定めるものの取得(第三項から第五項まで又は前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十五年四月一日から平成十六年九月三十日までの間に行われたとき限り、第一百四十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一を控除した率とする。

(個人の県民税及び法人の事業税の負担軽減に係る特例)

第二十四条 平成十一年度以後の各年度の個人の県民税について、法附則第四条第六項及び第七項に規定するところにより控除すべき県民税に係る定率による税額控除の額を、所得割の納税義務者の第三十三条及び法第三十六条の規定を適用した場合の所得割(第三十条の二第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額から控除する。この場合における第三十四条の三の規定の適用については、同条中「及び前条」とあるのは、「前条及び附則第二十四条第一項」とする。